

交 対 協 第 9 号

平成25年9月25日

宮城県交通安全対策協議会幹事 殿

宮城県交通安全対策協議会幹事長
(宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長)



「交通死亡事故多発緊急事態」の宣言期間の延長について（通知）

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、県内では交通死亡事故が多発しており、8月26日に「交通死亡事故多発緊急事態」（以下「緊急事態」という。）が宣言されたところですが、宣言後も交通死亡事故が絶えない状況となっています。

つきましては、別紙のとおり「発緊急事態」の宣言期間を延長しましたので、より一層の交通事故防止対策を推進されますようお願いいたします。

なお、平成25年8月26日付け交対協第8号で通知しました、「緊急事態」宣言に関する対策実施結果の報告期限については、「平成25年10月3日（木）まで」を「平成25年11月1日（金）まで」に変更しますので、御承知願います。

| | |
|----|---------------------------------|
| 担当 | 事務局 |
| | 宮城県震災復興・企画部 |
| | 総合交通対策課交通安全班 野 坂 |
| | TEL : 022-211-2438 |
| | FAX : 022-211-2290 |
| | E-mail : kotu-ka@pref.miyagi.jp |



「交通死亡事故多発緊急事態」の宣言期間の延長について

1 期間延長の趣旨

県内における交通死亡事故は、7月から8月にかけて多発し、8月25日時点の直近1か月間で10人（年累計50人、前年同期比+10人）と大幅に増加したため、8月26日に「交通死亡事故多発緊急事態」を宣言した。

しかし、宣言後も死亡事故が発生し続けており、宣言日から9月23日までの間の死者数が12人（年累計62人、前年同期比+19人）となったことから、「交通死亡事故多発緊急事態」の宣言期間を延長して、交通事故防止対策を継続強化することとした。

2 宣言の期間

- (1) 当初の宣言期間
平成25年8月26日（月）から9月25日（水）までの1か月間
- (2) 延長する期間
平成25年9月26日（木）から10月25日（金）までの1か月間

3 宣言後の主な実施事項（県及び県警察）

- (1) 副知事による臨時記者会見
- (2) 市町村、交通安全対策協議会構成団体への周知・広報要請
- (3) 県ホームページへの掲載
- (4) 緊急広報用チラシ作成・配布
- (5) 県庁ロビーでの事故防止パネル展示、テレビ・ラジオ放送、各種会合等での広報
- (6) 緊急取締出動式の実施、指導取締りの強化
- (7) ダンプへの喜色い旗掲出作戦の展開
- (8) 各種電光掲示板への掲示
- (9) 各警察署での宣言看板の掲示

4 期間延長に伴う主な実施事項（県及び県警察）

- (1) 知事における期間延長の記者会見
- (2) 市町村への取組強化の再要請
- (3) 交通安全対策協議会構成団体への活動強化の再要請
- (4) 秋の交通安全県民総ぐるみ運動と連動した広報啓発
- (5) その他当初宣言後の実施事項の継続各種

※ 交通死亡事故の主な特徴（9月23日現在、死者数）

- ◎ 正面衝突事故が多発している
- ◎ 二輪車事故が増加している
- ◎ 高齢者事故が増加している

| | 全死者数 | 正面衝突 | 二輪車 | 高齢者 |
|-------|------|------|-----|-----|
| 平成25年 | 62人 | 18人 | 11人 | 22人 |
| 前年同期比 | +19人 | +12人 | +7人 | +6人 |

※ 今年の交通事故発生状況（9月23日現在）

| | 人身事故発生件数 | 死者数(死亡事故件数) | 負傷者数 |
|-------|----------|-------------|--------|
| 平成25年 | 7,019件 | 62人(59件) | 9,011人 |
| 前年同期比 | -157件 | +19人(+16件) | -257人 |